

保護者様


蒲郡市役所 子育て支援課

施設等利用給付認定に係る現況調査について(依頼)

施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けている方については、子ども・子育て支援法により、毎年就労等の状況を確認することになっています。

つきましては、下記のとおり実施しますので、必要書類のご提出をお願いいたします。

記

- 1 証明対象者 児童の父母
- 2 調査対象期間 保育を必要とする理由が就労の場合、直近3ヶ月の就労実績
⇒令和5年10月、11月、12月分または令和5年11月、12月、令和6年1月分
保育を必要とする理由が就労以外の場合
⇒直近の状況
- 3 提出書類 (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書【現況用】
(2) 該当する区分の就労証明書または保育を必要とする申出・証明書【各種】
児童の父母各1部提出
※現在の「子育てのための施設等利用給付認定」の認定内容に基づいて、就労証明書または保育を必要とする申出証明書を添付しています。どの提出区分に該当するかについては、裏面の提出区分をご確認ください。
※認定を受けた時点と状況が変わり、異なる区分で提出する場合は(保育を必要とする申出・証明書の提出区分は裏面をご確認ください。)、下記 QR コードまたは URL から該当する区分の様式をダウンロードし、記入の上提出してください。
<https://www.city.gamagori.lg.jp/site/shinseisyo/citizenkodomo-kaigo-fukushi-kenko.html>

- 4 提出先 蒲郡市子育て支援課
- 5 提出期限 令和6年2月29日(木)
- 6 その他 ■内容を確認させていただき、子育てのための施設等利用給付認定の要件(就労時間数等※)を満たしていない場合、認定を取り消す場合があります。認定を取り消した場合、それ以降の施設等利用費をお支払いすることができませんので、予めご了承ください。
※就労の要件の場合、1か月:64時間以上の就労が必要です。
■記入例を参考のうえ、記入漏れのないようお願いします。(黒ボールペン使用。消えるボールペンは不可。)
■「保育を必要とする申出・証明書」等は、兄弟で同じ証明書が複数枚必要な場合は、1部原本・その他コピーで構いません。
■認定が切れるタイミングが近い方等、当現況調査とは別に手続きしていただく必要がある場合があります。手続きが必要な方については別途案内させていただきます。

ご不明な点は、以下連絡先にお問合せ下さい。

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市役所子育て支援課 保育担当(辻村)
0533-66-1107

(裏面もご確認ください)

就労証明書または保育を必要とする申出・証明書の提出区分

	保育を必要とする要件	提出書類
①	勤務 (常勤・パート・派遣など)	就労証明書(事業所勤務用)
②	内職(3歳児以上)	就労証明書(内職用)
③	自営業従事	就労証明書(自営業用) (自営業従事を証明する添付書類が必要です。(確定申告書の写し等))
④	農業・漁業従事	就労証明書(農業・漁業用) (農業・漁業従事等を証明する添付書類が必要です。(確定申告書の写し等))
⑤	育児休業中	就労証明書(育児休業用) (育児休業取得中であることを証明する添付書類が必要です。(会社の辞令の写し等))
⑥	出産・傷病・家族介護	保育を必要とする申出・証明書(出産・傷病・家族介護用) ◎医師に証明してもらるか、各種必要書類の添付をしてください。
⑦	学生	保育を必要とする申出・証明書(学生用)(時間割はコピーの添付でも可)
⑧	求職活動中	求職活動申立書 (求職を理由に入園できる期間は30日間となり、期間が終わるまでに保育を必要とする申出・証明の提出が必須)